

北区まち・ひと・しごと創生 総合戦略

平成 28 年(2016 年)3 月

平成 29 年(2017 年)3 月改定



北区まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって

このたび、平成 27 年度を初年度とする 5 か年の基本目標や施策の方向、具体的な施策をまとめた「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

この総合戦略は、区の人口の現状と将来の展望を提示した「北区人口ビジョン」を基礎としながら、「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けて重点的・効果的な施策をまとめたものです。北区人口ビジョンで定めた目指すべき将来の方向や将来人口の推計を踏まえ、生まれ・育ち・住んで良かったと思える「ふるさと北区」を実現し、首都東京の自治体として「30 万都市・北区」を未来につないでいくことを目的としています。

日本全体では、2008 年をピークに、すでに人口減少時代に入っています。北区の人口はここ数年、増加傾向にありますが、将来は人口減少が予測されていることから、将来に向け活力ある北区を維持し、未来へつなぐ取り組みを一層進めていく必要があります。また、地方創生に向けた取り組みが本格化してくるなか、地域の実情に応じ、地方が自ら考え、責任をもって戦略を推進していくことが求められています。

平成 27 年 3 月に策定した「北区基本計画 2015」とあわせて、北区の特徴を生かし、創意工夫を重ねた施策を展開し、区民一人ひとりが夢や希望を持ち、豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成してまいります。また、人口減少という課題解決に取り組むためには、国や東京都、他区市町村との連携・協力も不可欠であることから、他自治体との友好関係を築き、相互発展・共存共栄を図る取り組みを推進してまいります。

総合戦略の策定にあたっては、学識経験者をはじめ、各種団体の代表、公募区民の皆さまからなる検討会において議論を重ね、「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」として答申をいただきました。また、検討会とともに設置しました検討部会や、区議会をはじめ、パブリックコメントなどで区民の皆さまからいただいたご意見を踏まえながら、策定いたしました。ご意見・ご提案をいただきました皆さま方に、この場を借りて改めてお礼申し上げます。

なお、総合戦略の推進にあたっては、区民の皆さまをはじめ、区議会、各種団体の皆さまとの更なる連携が不可欠です。今後ともなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 28 年（2016 年）3 月

東京都北区長 花川 與惣太

目 次

1. 北区まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ	1
(1) 北区版総合戦略の考え方	1
(2) 北区版総合戦略の目的	1
2. 計画期間	2
3. 基本目標の設定	3
4. 基本目標の達成に向けた施策の方向と具体的な施策	4
基本目標Ⅰ 「子育てするなら北区が一番」をより実感できるようにする	4
施策の方向(1) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	4
施策の方向(2) 子育てしながら働く世帯の支援	7
施策の方向(3) 住宅の供給・住環境の整備・居住支援	8
基本目標Ⅱ 「女性」・「若者」・「高齢者」の活躍を応援する	10
施策の方向(1) 女性が活躍する環境づくり	10
施策の方向(2) 若者の就労支援・定着化	11
施策の方向(3) 高齢者の健康づくり・いきがいづくり	12
施策の方向(4) 地域で支えあうしくみづくり	14
基本目標Ⅲ 「創造へのチャレンジ」によって、地域産業の活性化を図る	17
施策の方向(1) 新たな産業の展開	17
施策の方向(2) 創業・起業支援	18
施策の方向(3) 生活サービス産業の育成	20
基本目標Ⅳ まちづくりの一層の推進を図り、北区の個性や魅力を発信する	22
施策の方向(1) 「にぎわい」・「地域生活」の拠点整備	22
施策の方向(2) 防災まちづくりの推進	24
施策の方向(3) 地域資源を生かした文化・観光施策の推進	27
施策の方向(4) 北区の個性や魅力の発信	29
基本目標Ⅴ 他自治体と共に発展できる取り組みを進める	31
施策の方向(1) 他自治体との連携・協力・交流	31
5. 推進組織の構築と客観的な効果検証の実施	33
6. 北区版総合戦略の改定	33

1. 北区まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

(1) 北区版総合戦略の考え方

国においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが喫緊の課題として、平成 26 年 11 月にまち・ひと・しごと創生法を制定しました。

このまち・ひと・しごと創生法では、国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営めることや、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児に希望を持てる社会が形成されること、仕事と生活の調和を図れる環境の整備、また、地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化による魅力ある就業の機会の創出や、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めることなどを、基本理念として定めています。

このまち・ひと・しごと創生法に基づき、国は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下、「国の長期ビジョン」という。）とともに、平成 27 年度を初年度とする今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「国の総合戦略」という。）を、平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定しました。

そして、まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期視点に立って取り組む必要があるため、各地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し実行するよう努めるものとしています。

そこで北区では、区の人口の現状と将来の展望を提示した「北区人口ビジョン」を基礎としながら、5 か年の基本目標や施策の方向、具体的な施策をまとめた「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「北区版総合戦略」という。）を平成 28 年 3 月に策定し、また、北区中期計画（平成 29 年度～31 年度）の策定に合わせて北区版総合戦略を改定したものです。

(2) 北区版総合戦略の目的

北区版総合戦略は、喫緊の課題である人口減少問題に対し、人口減少に歯止めをかけ、年齢構成のアンバランスな状態を是正していくとともに、区民一人ひとりが夢や希望を持ち、豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成しながら、他自治体との友好関係を築き、共存共栄を図るために策定したものです。

また、北区人口ビジョンで定めた目指すべき将来の方向や将来人口の推計を踏まえ、生まれ・育ち・住んで良かったと思える「ふるさと北区」を実現し、首都東京の自治体として「30 万都市・北区」を未来につないでいくことを目的としています。

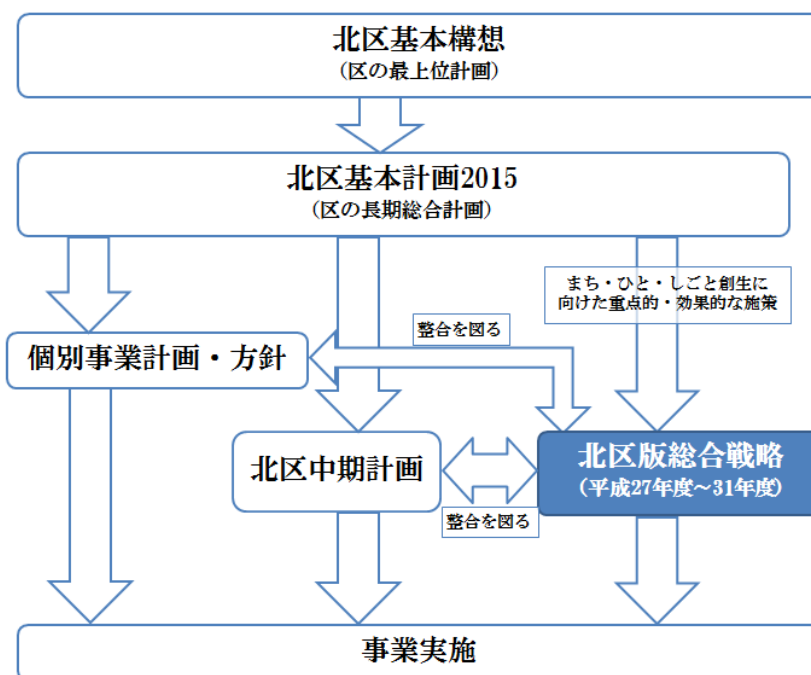
<北区人口ビジョン「目指すべき将来の方向」>

生まれ・育ち・住んで良かったと思える「ふるさと北区」を実現し、
首都東京の自治体として「30万都市・北区」を未来につなぐ。

【目指すべき将来に向けた3つの視点】

- (1) 女性・若者・高齢者をはじめ、だれもが輝くまちづくり
- (2) 人と人がつながる きずなのあるまちづくり
- (3) 北区の魅力や新たな価値を創出するまちづくり

なお、北区版総合戦略は、国や東京都が策定した総合戦略を勘案しつつ、平成27年3月に策定した区の長期総合計画である「北区基本計画2015」から、5か年に取り組む「まち・ひと・しごと創生」に向けた重点的・効果的な施策を中心にまとめたもので、各種個別事業計画や方針との整合を図りながら策定しました。また、今回の改定にあたっては、北区中期計画（平成29年度～31年度）の策定に合わせて、数値目標、具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）等について一部改定を行いました。



2. 計画期間

国の総合戦略は平成27年度を初年度とする5か年の計画となっていることから、北区版総合戦略の計画期間も国の総合戦略と同じ期間になるよう、平成27年度から平成31年度の5か年としています。

3. 基本目標の設定

北区版総合戦略を策定するにあたり、北区人口ビジョンで定めた「目指すべき将来の方向」及び「目指すべき将来に向けた3つの視点」を踏まえつつ、平成27年度を初年度とする5か年の総合戦略を推進する上での基本的考え方を、4つの基本方針としてまとめました。

＜北区版総合戦略の基本方針＞

1. 「生まれる」「つながる・ひろがる」「支える」きずなづくりを区民とともに推進
区民の参画と協働のもと、新たな担い手の育成とともに地域の見守りや支えあうしくみづくりを推進し、きずなのある地域社会を構築します。
2. 「生まれ・育ち・住んで良かったと思える」北区の魅力や価値を創出・発信
地域の魅力や誇り・愛着の再発見とともに、子育てファミリー層・若年層の定住化を促進するため、北区の子育て支援をはじめ、区の個性や魅力をシティプロモーションによって区内外へ戦略的・効果的に発信します。
3. 「まちの新陳代謝が活発化する」東京の北の拠点を構築
2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、人や産業の交流を推進し、活発化させ、にぎわいのある駅周辺のまちづくりを促進します。
4. 「区民との良好なパートナーシップ」のもと、国・東京都・事業者との適切な連携・協力
区民、市民活動団体、事業者等の主体性・自発性を促進するとともに、適切な事務事業の分担や財源措置を国や東京都に求め、連携・協力して着実に推進します。

この基本方針を、北区版総合戦略の施策を貫く基本的な考え方としながら、北区版総合戦略を構成する5つの政策分野を定め、政策分野ごとの5年後の基本目標を設定します。

＜北区版総合戦略の政策分野＞

- 基本目標Ⅰ 「子育てするなら北区が一番」をより実感できるようにする
- 基本目標Ⅱ 「女性」・「若者」・「高齢者」の活躍を応援する
- 基本目標Ⅲ 「創造へのチャレンジ」によって、地域産業の活性化を図る
- 基本目標Ⅳ まちづくりの一層の推進を図り、北区の個性や魅力を発信する
- 基本目標Ⅴ 他自治体と共に発展できる取り組みを進める

4. 基本目標の達成に向けた施策の方向と具体的な施策

基本目標Ⅰ 「子育てするなら北区が一番」をより実感できるようにする

これまでも「子育てするなら北区が一番」を掲げ、様々な子育て支援施策等に取り組んできました。今後も、北区で子どもを生み、育てたい、子育てがしやすいと、より実感できるようにすることを目指します。

安心して妊娠・出産・子育てができるよう産前産後のサポート、保育ニーズに対応する保育所待機児童解消など、産前からの切れ目のない子育て支援を強化・推進するとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現できる環境整備の促進や、子育てファミリー層・若年層の定住化に向けた住宅の供給・住環境の整備・居住支援を行います。

<数値目標>

目標指標	現状値 (平成 27 年度末)	目標値 (平成 31 年度末)
合計特殊出生率	1.22 (平成 27 年)	1.35 (平成 32 年)
子育てファミリー層・若年層 (20～49 歳) の人口 【住民基本台帳】 ※国立社会保障・人口問題研究所が 行った北区の将来人口推計 平成 32 年: 133,667 人	150,057 人 (平成 28 年 1 月 1 日)	146,000 人 (平成 32 年 1 月 1 日)
子育ての環境や支援への満足 度を「4」または「5」と答え た割合(就学前の子どもの保護 者) 【子ども・子育て支援に関する ニーズ調査】	50.2% (平成 25 年 11 月)	現状値より増加を目指す

施策の方向(1) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

○産前産後期における心身のケア、母と子の健康保持や育児相談、育児不安の解消など、母子に対するきめ細かなサービスを提供するとともに、子どもと保護者に関する相談体

制の充実を図ります。

- 子育て中の保護者が身近なところで気軽に集い、育児に関する情報提供や情報交換を行うことができるよう、居場所づくりと仲間づくりの場や自分にあった子育ての仕方を学ぶ場を提供し、いきいきと自信を持って子育てができる親育ちへの取り組みを推進します。
- 子育て応援サイトを積極的に活用し、北区の子育てに関する情報を中心に集約、発信していくとともに、乳幼児を持つ保護者が気軽に外出できるよう、道路等の段差の解消や新規施設への赤ちゃん休けい室などの整備を進めるなど、子育てしやすい環境づくりを推進します。

＜具体的な施策＞

①産前産後サポート事業

産前産後期の心身の疲労や育児不安が軽減できるよう、出産前後の女性を対象に、身体のケアと孤立感軽減を図る講座を行います。また、産後の休養の場を提供するとともに育児技術の習得支援を行います。さらに、ヘルパーの派遣により、日常的な家事援助に加え、おむつ交換や沐浴の介助などの育児支援を行います。

②子育て情報提供体制の強化

「子育てするなら北区が一番」を確かなものにする取り組みとして、個々のニーズに応じた保育・子育て・教育に関する情報提供をより一層強化することで、子育て世帯が必要としている適切なサービス・支援へとつなげます。

③児童虐待未然防止事業

児童虐待の相談対応件数が増加する中、妊娠・出産・子育ての期間を通じて発生予防、早期発見・早期対応、子どもや保護者の支援について関係機関と密接に連携し、さらに取り組みを進めていきます。

④子どもセンター・ティーンズセンターへの移行

児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とする「子どもセンター」と中高生の居場所機能を担う「ティーンズセンター」に移行します。

⑤放課後子ども総合プランの推進

小学校を活用して、放課後等における子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策として、放課後子ども総合プランを推進します。

⑥「はぴママ・きたく」事業の推進

妊娠届を出した妊婦に対し、妊娠中の様々な不安を軽減するため、地区担当の保健師が「はぴママ・たまご面接」を行い、後日妊娠出産を応援するグッズを贈呈します。また、生後6か月までの子どもと保護者に対し、育児の不安を軽減するため、子ども家庭支援センターや児童館・子どもセンターで「はぴママ・ひよこ面接」を行い、育児を応援するグッズを贈呈します。

⑦子どもの未来応援プロジェクト

平成29年3月策定の子どもの貧困対策に関する計画に基づき、未来を担う子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長・自立できるように、子どもたちの育ちや学びをささえる環境を整備します。また、困難を抱える家庭の子どもと保護者を早期に発見し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援に確実につなぐ仕組みを構築します。さらに、地域社会全体で見守り、ささえるネットワークを構築するため、地域やNPO、ボランティア団体等との連携促進や区民の理解と協力を呼びかける取り組みを推進します。

＜事業化に向けて検討を要するもの＞

●産後シェアハウスの調査研究

ひとり親家庭など、親族などから子育てのサポートを受けられない家族が、お互いに家事や育児を助け合いながら共同生活を行い、出産後の不安や負担を軽減する産後シェアハウスについて調査研究を行います。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （平成27年度末）	目標値 （平成31年度末）
産前産後セルフケア講座 参加者数	307組	2,000組（累計）
産後デイケア利用者数	89組	450組（累計）
産後ショートステイ利用者数	—	300組（累計）
子どもセンター設置数	モデル実施2カ所	15～17カ所 （平成32年4月）
ティーンズセンター設置数	モデル実施1カ所	6カ所程度 （平成32年4月）
妊娠届出時等に妊婦への面接 を実施する割合	50.1%	100%
放課後子ども総合プラン実施 校	15校	34校

施策の方向（２） 子育てしながら働く世帯の支援

- 保護者の就労形態の多様化や低年齢児を中心に増加する保育ニーズに対応した保育施設の整備に取り組み、待機児童ゼロをめざします。
- 学童クラブを必要とするすべての児童が利用することができるよう、学童クラブの整備による定員拡大を図りつつ、学童クラブと放課後子ども教室の機能をあわせもつ放課後子ども総合プランを順次拡大し、総合的な放課後対策事業を推進していきます。
- 企業や事業主に対し、仕事と家庭生活の両立支援に関して理解促進を図るために意識啓発を行うとともに、育児・介護休業制度等が取得しやすい環境整備を促します。
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現できる環境の整備に向けて、国・東京都へ制度改善を要請します。

<具体的な施策>

①保育所待機児童解消

安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、保育園等の定員の拡大を図り、待機児童の解消をめざします。

②学童クラブの定員拡大

子どもたちの放課後の居場所を確保し健全な育成を図るため、学童クラブを必要とするすべての児童が利用できるように、定員を拡大します。

③保育サービスの充実

多様な就労形態で働く保護者が、安心して子どもを育てながら働くことができるよう、病児・病後児保育、延長保育サービスの充実を図るとともに、保育の質の向上に取り組めます。

④ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業

区内の中小企業並びに一般社団法人、一般財団法人等を対象に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に積極的に取り組んでいる企業を支援し、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進を図ります。

⑤ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣事業

区内の企業等にアドバイザーを派遣し、一般事業主行動計画策定のための支援やワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備等についての提案等を行います。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （平成 27 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
保育所待機児童数	232 人 （平成 28 年 4 月 1 日）	0 人 （平成 32 年 4 月 1 日）
学童クラブ定員数	2,515 人 （平成 28 年 4 月 1 日）	2,750 人 （平成 32 年 4 月 1 日）
病児保育実施施設数	—	1 カ所
延長保育実施園数	46 園	63 園
ワーク・ライフ・バランス推進 企業認定数	14 社	26 社（累計）
ワーク・ライフ・バランス推進 アドバイザー派遣件数	1 社	15 社（累計）

施策の方向（3） 住宅の供給・住環境の整備・居住支援

- 民間活力を活用し、子育てファミリー層や若年層をはじめ、様々な世帯層に対応した良質で多様な住宅の供給を促進し、良質な住宅ストックの形成を図ります。
- 公的賃貸住宅（都営住宅、都市再生機構住宅）の整備にあたっては、良質で多様なタイプの住宅整備を要請します。
- 居住世帯のない住宅（空き家など）については、危険な老朽空き家等に対して除却費用の一部助成を行うとともに、居住可能な空き家の有効活用についても検討していきます。
- 民間事業者との協働により、住宅等の整備にあわせ、周辺に緑地やオープンスペースの確保を求めるなど、より良い住環境の整備を誘導します。
- 北区に転入する子育て世帯・若年層への定住促進を検討していきます。
- 子育て世帯の居住水準向上と定住化の促進を図るため、より良質で快適な住宅に居住できるよう支援します。

<具体的な施策>

①地域で活躍する学生向け住宅の誘致

若年層の定住化を図るため、大学生に適した住宅の整備を誘導するとともに、入居する大学生に対して地域活動への参加を促進し、地域の活性化を図ります。

②空き家対策の推進

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を受け、相談窓口を設置し、空き家の適正管理等を促進するとともに、居住可能な空き家の利活用及び危険な老朽空き家の

除却にかかる費用の一部を助成するなど、総合的な空き家対策を推進します。

③子育て世帯の居住支援

子育てしやすい住環境と世代間の共助を推進するため、区内に親が居住している子育て世帯が住宅を取得した場合や、三世代同居のために高齢者等に配慮した住宅を建設またはリフォームする場合に建設費等の一部を助成します。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 27 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
学生向け住宅の誘致	—	誘致検討
空き家活用モデル事業	—	3 件（累計）
老朽家屋除却支援件数	27 件	66 件（累計）
親元近居助成件数	322 件	594 件（累計）
三世代住宅建設等助成件数		
新築	155 件	222 件（累計）
リフォーム	—	30 件（累計）

基本目標Ⅱ 「女性」・「若者」・「高齢者」の活躍を応援する

「女性」・「若者」・「高齢者」それぞれが夢や希望を持ち、自分らしく、いきがいを持ちながら働くことや地域での活動などを行うことができるような環境整備等を目指します。

国や東京都、ハローワーク等と連携しながら、多様な人材の就業・能力向上を支援するとともに、企業と女性・若者・高齢者とのマッチングの場を提供するなど、雇用の促進を図ります。

また、高齢者が生涯元気にいきがいを持って活躍できるまちづくりを推進します。

<数値目標>

目標指標	現状値 (平成 27 年度末)	目標値 (平成 31 年度末)
女性(25～44 歳)の就業率 【国勢調査】	70.5% (平成 22 年 10 月)	74.0% (平成 32 年 10 月)
若者(20～34 歳)の就業率 【国勢調査】	75.6% (平成 22 年 10 月)	78.0% (平成 32 年 10 月)
高齢者(65 歳以上)の就業率 【国勢調査】	24.0% (平成 22 年 10 月)	27.0% (平成 32 年 10 月)
区政参画・地域活動への参加割合 【区民意識・意向調査】	15.26% (平成 28 年 6 月)	20.0% (平成 30 年 6 月)
65 歳健康寿命 【東京保健所長会方式】	男性 80.41 歳 女性 82.36 歳 (平成 26 年)	現状値より延伸をめざす

施策の方向 (1) 女性が活躍する環境づくり

- 就労・再就職・起業を希望する女性に対して、就労等に関する情報提供や講座等により支援を行います。
- 女性が妊娠・出産を機に離職せずにすみ、また、働く意欲を持つ子育て中の女性が多様な働き方を選択できるなど、子育てしながら働きやすい環境づくりについて、検討します。

<具体的な施策>

①女性活躍推進事業

女性一人ひとりがライフステージに合わせ能力を十分に発揮し、社会でさらに活躍

するために、キャリアアップ、職場復帰準備、再就職準備、起業をテーマとしたセミナー・起業個別相談会の開催や、再就職を希望する女性にインターンシップや企業紹介等を行います。また、企業の理解と協力をさらに深めるため、区内中小企業経営者向けのセミナーを開催します。

②ハローワークとの連携強化

ハローワークが実施するセミナーや職業相談等、就職支援事業における積極的なPRを行うとともに、就職面接会や相談会を連携して開催します。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （平成27年度末）	目標値 （平成31年度末）
女性のキャリアアップセミナー、起業家セミナー参加者数	174人	730人（累計）
女性の起業家支援セミナー受講者から個別相談を受けた件数	36件	180件（累計）
女性再就職支援事業による再就職者数	8人	100人（累計）

施策の方向（2） 若者の就労支援・定着化

○高校生や大学生をはじめ、若者の求職者に対して就職相談や面接会等を通してきめ細かな支援を行うとともに、仕事の定着化に向けた支援を行います。

<具体的な施策>

①高校生就職支援事業

高校生就職支援コーディネーターを配置するとともに、就職読本の配付や高校生の模擬面接を実施するなど、区内在住・在学の高校生への就職活動の支援を実施します。また、就職内定者の高校生に対し、就職するにあたっての心構えや社会人としての基本知識を学ぶための講座を開催します。

②大学生を持つ保護者のためのセミナー

わが子が落ち込み就職活動をしない時、また、就職活動の現状と未就職になる傾向や改善策を知り、具体的なサポートができるよう、保護者を対象としたセミナーを開催します。

③北区ジョブトライ事業

ビジネスマナー、コミュニケーション、OA研修等の基礎研修を受けた後、地域企業に紹介予定派遣を行います。また、個別、就業フォロー、職場定着研修等も行い、就職に結びつけます。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （平成27年度末）	目標値 （平成31年度末）
高校生模擬面接参加者数	532人	983人（累計）
大学生を持つ保護者のための セミナー参加者数	49人	133人（累計）
北区ジョブトライ事業による 就職決定者数	46人	125人（累計）

施策の方向（3） 高齢者の健康づくり・いきがいくづくり

- 生涯にわたる健康づくりを推進するため、健康寿命の延伸をめざし、ライフステージに応じた総合的な健康づくり施策を推進します。
- だれもがいつまでも健康に暮らしていくために、生涯を通じて継続的な健康づくり、介護予防を一体的に推進します。
- 働く意欲のある高齢者に就業機会を提供するため、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、国、東京都、ハローワーク等と連携して雇用促進を図ります。
- ボランティアや生涯学習、健康づくり、地域イベントなど、元気な高齢者に関する事業等の情報発信を強化し、社会参加やいきがいくづくりの支援を充実します。
- 高齢者がいきいきと活躍し、自ら輝くことのできる社会を目指した北区モデルの研究を行います。

<具体的な施策>

①シニア向け再就職支援セミナー

定年退職後の生活環境・雇用環境等の変化を踏まえ、年金や健康、家族・地域といった関係性を整理しながら、ライフプラン設計の考え方を習得させ、定年後の生活設計に必要な働き方を明確にすることで、就職活動の方向性を見出すセミナーを開催します。

②健康寿命の延伸プロジェクト

区民の健康寿命を延ばし、子どもから高齢者まですべての区民が元気でいきいきと暮らせる地域社会を実現するため、減塩と禁煙、生活習慣の改善、地域の保健活動や健康づくりに取り組む団体の支援等によるソーシャル・キャピタル¹の推進、運動や栄養など、健康づくりに関する様々な事業を展開します。

③若い世代に向けた健康づくり

糖尿病など生活習慣病の予防には、働く世代が健康に関心を持ち、自ら健康づくりに取り組むことが重要です。そのため、若い世代から健康づくりを意識した生活スタイルを獲得することをめざすためのきっかけづくりとして、スマートフォンのウォーキングアプリを利用したウォーキングポイント事業や、若い世代を対象とした健康チェック事業などを実施します。

④元気高齢者支援事業

元気な高齢者がいきいきと活躍できる環境を整備し、活力ある地域社会を築いていくため、元気高齢者支援窓口の運営、高齢者いきいきサポーター制度の拡充を図ります。また、地域社会の支え手として高齢者の活力を活かした、就労やいきがづくりの支援に関する北区モデルを推進していきます。さらに、ハローワークやシルバー人材センター等関係機関と連携し、就労意欲のある高齢者に対する支援の充実を図ります。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 27 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
シニア向け再就職支援セミナー参加者数	24 人	150 人（累計）
健康づくりを目的とした活動に主体的に関わる割合	24.8% （平成 25 年 6 月）	現状値より増加を目指す
高齢者いきいきサポーター登録者数	539 人	1,500 人
高齢者の活力を活かした北区モデル	—	推進

¹ 人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。物的資本(Physical Capital) や人的資本(Human Capital) などと並ぶ新しい概念。

施策の方向（４） 地域で支えあうしくみづくり

- 多様な世代や人々との交流、地域活動やボランティア活動に参加しやすいしくみづくりを推進します。
- 区民が情報を共有化し、地域活動への参加のきっかけを作るため、ホームページをはじめとする多様なツールを活用し、積極的に地域情報を提供します。
- 地域コミュニティに対する関心を高めるとともに、地域活動への参加促進を図り、世代を超えた地域の人々の連帯意識を醸成します。
- 町会・自治会の加入促進や活動の担い手づくりを推進するとともに、地域を舞台に様々な活動を行うグループや団体などに対し、活動の場や情報提供を行うなどの支援を行い、自主的な活動を促進します。
- 地域課題に主体的かつ柔軟に取り組めるよう、町会・自治会、NPO・ボランティア活動団体、企業・商店街、学校などの様々な地域活動の担い手が連携・協力できるしくみや機会をつくるため、コーディネート機能の充実及びネットワークの基盤づくりを行います。
- ソーシャル・キャピタルの豊かな社会をめざし、地域のグループ活動や仲間づくりが活発になるよう、健康づくりの支援を通じた地域のきずな・つながりの強化に取り組みます。

<具体的な施策>

①北区版 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者あんしんセンターが中心となって北区の特性に応じたすまい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

地域住民がともに支え合う地域共生社会実現に向けた取り組みを通して、高齢期の生活が健康で豊かなものになるよう地域づくりを進めるとともに、在宅療養を必要とする高齢者を地域で支えていくため、在宅介護医療連携の体制充実に向けた取り組みを推進していきます。

②地域のきずなづくり推進プロジェクト

区民の自治意識や各地域における人と人とのつながりを再認識し、北区への愛着を深めるためにきずなづくり月間の普及啓発など、地域のきずなを深める事業を推進します。また、町会・自治会の IT 化支援や加入促進、若年層・団塊の世代を中心とした新たな担い手づくりの支援に取り組みます。さらに、地域活動団体同士がつながる機会づくりと団体を支えるしくみづくりとして地域円卓会議を開催したうえで、地域振

興室の機能強化や地区アドバイザーの配置検討を行います。

③地域見守り支えあい事業

単身高齢者の増加や地域社会の希薄化に対応するため、高齢者あんしんセンターを核として、民生委員・児童委員、町会・自治会等の関係機関が連携し、一人暮らし高齢者等に対する見守りの充実を図ります。また、高齢者宅を定期的に訪問している民間事業者や日常的に利用する店舗等と協定を締結することにより、より一層の見守りの充実を図ります。

④コミュニティソーシャルワーカーの配置

地域の福祉課題に総合的に対応し、地域住民とともに関係機関・団体と連携して課題の解決にあたるコミュニティソーシャルワーカーをモデル配置し、効果について検証します。

⑤東洋大学と連携した地域活性化の推進

旧赤羽台中学校跡地に東洋大学が新たな学部として、情報連携学部情報連携学科を開設することを契機とし、これまでの連携事業を推進するとともに、新たな連携施策を検討のうえ展開します。

<事業化に向けて検討を要するもの>

●多世代が交流できるしくみづくり

子育てファミリー層や若年層と高齢者などが多世代で交流でき、相互に支援し支えあえる機会や場を提供するほか、民間による「多世代交流型住宅」の整備を誘導するなど、多世代が交流できるしくみの構築に向けた調査研究を行います。

●若者による区政・地域活動への参画機会の拡充

若者が区政や地域活動に積極的に参加し、主体的にまちづくりを推進していくことができるよう、区民参画の場の拡充や新たな参画手法を検討します。

●大学と連携した地域課題解決のしくみづくり

北区で新たな学部を開設する東洋大学をはじめ、包括協定を締結する大学等と連携し、教育、文化、産業、健康、環境、防犯・防災等の幅広い分野で複雑化・多様化する地域課題を解決するしくみを構築します。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 27 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
担い手育成研修参加者数	—	240 人（累計）
町会・自治会等の見守り活動団体数	46 団体	83 団体
見守り協定業種数	4 業種	7 業種
コミュニティソーシャルワーカーの配置	1 カ所	1 カ所 （モデル配置・検証）
高齢者あんしんセンター設置数	15 カ所	17 カ所
介護予防に資する住民運営の通いの場の数	12 カ所	34 カ所

基本目標Ⅲ 「創造へのチャレンジ」によって、地域産業の活性化を図る

区内中小企業の新製品・新技術の開発や大学との連携等、さらなる成長に向けた取り組みを支援します。また、創業支援施設の運営やセミナーの開催等を通じて、起業・創業を促進するとともに、商店街や個店の活性化など、地域産業の活性化を図ります。

<数値目標>

目標指標	現状値 (平成 27 年度末)	目標値 (平成 31 年度末)
付加価値額（企業単位） 【経済センサス】	695,589 百万円 (平成 24 年度)	現状値より増加をめざす
創業支援事業計画による創業者数	72 人	500 人（累計）
創業比率 【経済センサス】	5.84% (平成 24 年-26 年)	東京都平均をめざす
イベントを実施している商店街数	40 商店街	現状維持をめざす

施策の方向（1） 新たな産業の展開

- 区内中小企業の技術力を高めるため、東京都立産業技術研究センターや大学等を身近な存在として浸透させ、連携を促進します。
- 中小企業の新製品・新技術開発を支援するため、国や東京都等が実施する支援事業も積極的に活用し、企業のレベルアップを図ります。
- 区内中小企業の継続的な発展を図るため、中小企業へのコンタクトを密にとり、経営全般、販路開拓から技術の相談まで、一体的に行えるワンストップ相談窓口を設置します。
- 販路拡大コーディネーターや技術相談員を配置し、新たな販路開拓、新製品・新技術開発へと促進するため、交流会等を実施することによって区内ものづくり企業を連携させます。
- 北区において、戦略的に支援する成長産業分野や若手後継者について、その企業等のグループ化を図り、積極的に支援します。また、学生と企業の連携による技術・技能の承継を促進します。

＜具体的な施策＞

①ものづくり開発チャレンジ支援事業

ものづくり企業の技術力を高めるため、大学等との共同開発研究や新製品・新技術の研究開発を支援します。また、セミナー開催等を通じて大学とのマッチングを図ることや、東洋大学と連携して、赤羽台キャンパスにワンストップ総合窓口を設置することにより、産学連携を促進します。

②経営相談総合窓口・産産連携推進事業

区内中小企業の継続的な発展を図るため、専門相談員等を配置し、経営全般をはじめ、販路開拓から技術開発まで、一体的に助言等を行うワンストップ型相談窓口を設置します。また、定期的に交流セミナーを開催し、企業間連携を促進します。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 27 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
大学等との共同開発研究助成件数	3 件	12 件（累計）
新製品・新技術開発支援助成件数	20 件	32 件（累計）
産産連携を推進する交流セミナー開催回数	9 回	57 回（累計）

施策の方向（2） 創業・起業支援

- 区民にとって魅力があり地域に密着している個店をはじめ、区民が主体となり地域の課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスなど、生活関連産業に対してきめ細やかな支援を実施します。
- 区内における起業を支援するため、セミナーや相談事業を実施します。あわせて、区内の開業率を高めるため、創業支援施設「ネスト赤羽」の機能について、区内関連施設の状況や経済情勢を踏まえさらなる充実を図ります。
- 商店街の集客力を高めるため、空き店舗に若手起業家を誘致し、商店街の活性化に取り組みます。

＜具体的な施策＞

①コミュニティビジネスの推進

地域の活性化や雇用創出を図るため、区民が主体となり、地域課題をビジネス手法で解決するコミュニティビジネスの取り組みを支援します。さらに、担い手としての区民参加の促進と事業継続を図るため、中間支援機能を充実させるとともに、創業支援機能等を含めた活動拠点を新たに整備します。

②ネスト赤羽運営事業（創業支援施設）

新たに区内で創業する方や創業して間もない方に対して、専門家のアドバイスとともに小規模オフィスを提供し、地域に根ざしたビジネスの創出を生み出します。

③チャレンジショップ支援事業

区内空き店舗等を活用して、小売業等を行う起業家に対し、店舗賃貸料の一部を補助するとともに、専門家を派遣して助言・指導を行います。

④創業支援事業計画の推進

国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、創業支援事業者と連携して、創業希望者に対して、窓口相談、起業セミナー、インキュベーション事業²等による支援を実施します。

＜事業化に向けて検討を要するもの＞

●大学と連携したベンチャー支援

地域に根差した大学と連携して、IT・ロボット・ヘルスケア分野等におけるベンチャー企業を支援します。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （平成 27 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
コミュニティビジネス中間支援機能	推進	充実
チャレンジショップ支援助成件数	25 件	40 件（累計）

² 起業家の育成や新しいビジネスの創出を支援する事業。インキュベーションとは、英語で「卵などがふ化する」という意味。

施策の方向（３） 生活サービス産業の育成

- 地域の人口特性の変化に積極的に対応できる魅力ある個店となるよう、消費者ニーズを調査し、効果的なセミナーを開催するとともに、消費者と個店との交流の場を設けます。
- 地域住民の暮らしを支えるため立地特性に応じた商店街等の取り組みを支援します。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、訪日外国人の誘客を積極的に推進します。

<具体的な施策>

①北区まちなかゼミナールの開講

魅力ある個店づくりを推進するため、各個店の店主が講師となり、専門知識・特性等を伝えるゼミナールを開催し、消費者と個店との交流の場を設けます。

②商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業

商店街の機能強化やにぎわいを再生・創出するため、アドバイザーを派遣し、商店街のあるべき姿や具体的取り組み等を盛り込んだ 5 年計画の策定及び計画に基づく事業実施を継続的に支援します。

③外国人ウェルカム商店街事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、商店街が外国人観光客に対応するため、無料公衆無線 LAN の整備、コミュニケーション補助ツール及びホームページ作成を支援します。

④商店街顧問アドバイザー派遣

商店街が自ら考え活動を行っていく基盤づくりを促進するため、商店街に専門家をアドバイザーとして派遣します。

⑤商店街防災力向上事業

災害時における商店街の応急体制を充実させるため、スタンドパイプ等を商店街に配置するとともに、防災訓練の実施を支援します。あわせて商店街に対し、災害時帰宅支援ステーションの提供等、立地特性に応じた取り組みを求めることで、協働して防災力向上を図ります。

⑥子育て世帯対象プレミアム付き区内共通商品券の発行支援

北区商店街連合会による子育て世帯対象のプレミアム付き区内共通商品券の発行・販売を支援します。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 27 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
北区まちなかゼミナール開講回数	—	4 回
商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業助成商店街数	7 商店街	11 商店街
外国人ウェルカム商店街事業助成商店街数	—	推進
スタンドパイプ配備商店街数	—	6 商店街

基本目標Ⅳ まちづくりの一層の推進を図り、北区の個性や魅力を発信する

十条駅や王子駅を中心とした駅周辺のまちづくりとともに、木造住宅密集地域の整備事業等の防災まちづくりを推進します。

また、北区が有する個性や魅力をシティプロモーションにより戦略的・効果的に発信するとともに、文化や観光を通じた新たな個性や魅力を発掘・創造します。

<数値目標>

目標指標	現状値 (平成 27 年度末)	目標値 (平成 31 年度末)
快適で魅力あるまちづくりの推進	—	—
バリアフリーのまちづくりの推進	—	—
滞在人口（休日）	605,800 人 (平成 27 年)	現状値より増加をめざす
北区の認知度 (北区を詳しく知っている又はある程度知っている割合) 【都市イメージ調査】	28% (平成 28 年 2 月)	現状値より増加をめざす
住みたい街ランキング (関東・行政市区) 【民間不動産・住宅情報サイト調査】	31 位 (平成 28 年)	30 位以内をめざす

施策の方向 (1) 「にぎわい」・「地域生活」の拠点整備

- 赤羽、王子、十条・東十条、田端駅周辺を、商業、業務、文化機能などが集約した「にぎわいの拠点」として整備するとともに、区内の鉄道駅周辺を、生活利便施設の集積・集約の誘導などにより、地域の利便に資する「地域の生活拠点」として整備します。
- 大規模住宅団地の建替えに際しては、従前環境、周辺環境に留意しながら、一体的な土地利用を検討する中で、道路・公園などの公共施設や生活利便施設の適切な配置を図るとともに、土地の適正な利用を誘導します。あわせて、防災機能の向上や高齢者・ファミリー世帯向けの住宅等の供給を含めた計画的なまちづくりを進めます。
- 老朽化した区役所庁舎の建て替えに向け、準備を進めます。

○王子駅周辺やナショナルトレーニングセンター周辺における国家戦略特区の区域計画事業認定を目指します。

＜具体的な施策＞

①王子駅周辺のまちづくりの促進

王子駅周辺におけるまちづくりのグランドデザインに基づき、整備計画を策定するとともに、「にぎわいの拠点」の形成や駅周辺のまちづくりを促進します。

②赤羽駅周辺のまちづくりの促進

赤羽駅東口周辺における地域住民主体の「にぎわいの拠点」や住環境等の整備に向けたまちづくりとともに、東洋大学との新たな連携について、積極的に支援し、事業化を促進します。

③十条駅周辺のまちづくりの促進

十条駅周辺の鉄道と道路の立体交差を視野に入れた「十条地区まちづくり基本構想」をもとに、地域住民と進めるまちづくり手法等について検討し、駅西口及び東口地区について事業化を促進します。

駅西口地区については、市街地再開発事業により、駅前広場や道路、駐輪施設の整備を図っていくため、再開発組合の活動支援を行います。

また、町会・自治会、商店街等を中心に運営する十条地区まちづくり全体協議会の活動支援を継続し、協議会を構成する地区内の三つの大学が連携したまちづくり活動についても支援していきます。

④東十条駅周辺のまちづくりの促進

東十条駅周辺について、老朽化した跨線橋の架替えにあわせて駅前広場等の整備やバリアフリー化を実施し、「にぎわいの拠点」の形成と駅周辺のまちづくりを促進します。

⑤板橋駅周辺のまちづくりの促進

板橋駅周辺について、一体的なバリアフリー化及び利便性の向上を図ることで、生活利便施設の集積・集約の誘導などを進め、「地域の生活拠点」の形成や駅周辺のまちづくりを促進します。

⑥浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進

浮間舟渡駅周辺について、学校施設跡地の利活用や駅前広場空間の整備を一体的に実施することで、「地域の生活拠点」の形成や駅周辺のまちづくりを促進します。

⑦赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進

都市再生機構赤羽台団地の建替え計画に合わせ、周辺市街地の公園、道路等公共施設の整備を推進します。

⑧新庁舎の整備

区役所庁舎の老朽化などに対応するため、人にも環境にもやさしく、区民に親しまれ、だれもが気軽に訪れることができる開かれた新庁舎を整備します。

⑨バリアフリー基本構想の推進

誰もが利用しやすい生活環境の実現に向けて、「北区バリアフリー基本構想」（全体構想及び地区別構想）を策定し、区内の連続的かつ面的なバリアフリー化及びところと情報のバリアフリーを推進します。

⑩安全で快適な自転車ネットワークの形成

道路幅員や利用状況に応じ、安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備するため自転車ネットワーク計画を策定するとともに、計画に基づきモデル路線の整備を行います。

＜事業化に向けて検討を要するもの＞

●国家戦略特区を活用したまちづくり

国家戦略特別区域法に基づき提案を行った「スポーツ特区」及び「王子駅周辺まちづくり特区」について、区域計画事業の認定を目指すとともに提案事業の積極的な展開を図ります。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 27 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
バリアフリー基本構想	基本構想策定	地区別構想 3 地区策定 特定事業計画 3 地区策定

施策の方向（2） 防災まちづくりの推進

○延焼遮断帯、避難路として都市計画道路などの幹線道路を整備するとともに、その沿道建築物の不燃化の促進や無電柱化を推進します。また、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。

○防災上、住環境上の観点から問題が指摘されている木造住宅密集地域では、建築物の耐

震化や不燃化、主要生活道路の整備、オープンスペースの確保などを進め、地域の課題改善に努めます。また、住民と区で話し合いながら、地区の実情に応じた地区計画などのまちづくりのルールを定め、災害に強いまちへ計画的に誘導していきます。

- 災害時に甚大な被害が想定される地区などについて、住宅市街地総合整備事業などの防災まちづくり事業を導入し、防災性の向上に努めます。
- 地震による建物倒壊、火災などの危険性が特に高い十条、西ヶ原、志茂地区について、住宅市街地総合整備事業などの防災まちづくり事業により防災性の向上を進めます。
- 十条駅西、志茂地区については、東京都の「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」の不燃化特区制度の活用や、特定整備路線沿道建築物の不燃化を促進し、地域住民との話し合いや支援を行いながら、地域の特性を考慮しつつ防災性の向上を加速させます。
- 平成 32 年度（2020 年度）末の耐震化率 95%をめざすべき指標として、木造住宅やマンションへの耐震化助成など、民間住宅の耐震化を促進します。
- 災害時において、緊急時の交通網となる河川を利用した水上交通の活用を推進するとともに、その拠点として、防災船着場の整備を推進します。
- 国や東京都などの関係機関と連携し、豪雨に備えた総合的な治水対策、雨水流出抑制や、急傾斜地などの崩落による災害の未然防止や情報提供、適切な避難などの安全対策に努めます。

＜具体的な施策＞

①都市防災不燃化促進事業

大震災時の火災から住民の生命・財産を守るため、避難道路周辺を不燃化促進地区に指定し、一定の基準に適合する耐火建築物等の建築費を一部助成することで、沿道の不燃化を向上させます。

②防災まちづくり事業の推進

東京都防災都市づくり推進計画の中で、地域危険度が高く、かつ特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定されるとして「整備地域」に指定された地区について、防災広場の整備や避難路となる道路の拡幅を推進し、防災性の向上を図ります。

③木密地域不燃化 10 年プロジェクトの推進

首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域（木密地域）の改善を加速するため東京都が取り組んでいる「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」では、地域危険度が高いなど特に改善を図るべき地区を「不燃化特区」に指定し、区と連携しながら従来よりも踏み込んだ整備促進を行うこととしています。

「不燃化特区」の指定を受けた地区において、従来の防災まちづくり事業に加え、

新たな支援策を活用し木密地域の不燃化を図ります。

④木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業

地震等における木造建築物の倒壊を防ぎ、人命の安全を確保するため、耐震改修及び建替えについて助成し、耐震性の向上を図ります。

⑤マンションの耐震化の促進

新耐震設計基準以前に設計された分譲・賃貸マンションについて、耐震診断・設計・改修費の一部を助成し、耐震化を促進します。

⑥緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

地震発生時の建築物の倒壊による通行障害を防ぐため、東京都北区耐震改修促進計画等により指定された緊急輸送道路沿道にある建築物について、耐震改修及び建替え助成を行い、耐震性の向上を図ります。

⑦公共防災船着場の整備

東京都防災船着場整備計画に基づき、スーパー堤防等の整備に合わせ、災害時に水上輸送基地となる防災船着場を整備します。

⑧集中豪雨等対策事業

都市化の進行や局地的な集中豪雨により発生する川の越水、道路の冠水等への対策として、公共施設や公園、道路に雨水の流出抑制施設の整備を行います。

⑨風水害・土砂災害から身を守る自助力向上推進事業

大雨等による水害からの自主的な避難等を促進するため、自主的な避難者を受け入れる自主避難施設及び垂直避難施設の確保を進めるとともに、定期的な避難訓練を行います。

⑩がけ・擁壁等の安全・安心支援事業

土砂災害から身の安全を守るため、区内に存在する高さ2m以上のがけ・擁壁等に関して現況調査を実施し、その結果をもとに所有者等への啓発を図ります。

⑪災害対応総合力向上事業

熊本地震の発生を契機とし、飲料水の確保を中心とした応急体制の充実を図るため、新たに給水車を導入するとともに、避難所における災害時応急排水栓を整備します。また、日常備蓄等の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練にあわせて、防災運動

会を開催します。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 27 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
都市防災不燃化の促進	1 路線推進 2 路線 1 地区開始 3 路線準備	1 路線終了 6 路線推進 1 地区推進
木造民間住宅耐震改修・建替え助成件数		
耐震改修	316 件	643 件（累計）
建替え	111 件	189 件（累計）
マンションの耐震化助成件数		
分譲マンション（診断）	15 件	27 件（累計）
分譲マンション（設計）	4 件	13 件（累計）
分譲マンション（改修）	2 件	7 件（累計）
賃貸マンション（診断）	2 件	11 件（累計）
緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成件数		
耐震改修	7 件	18 件（累計）
建替え	1 件	9 件（累計）
公共防災船着場（志茂）	協議	完成
雨水流出抑制施設整備数	10 カ所	12 カ所（累計）
土砂災害ハザードマップ	検討・調整	作成・配布
給水車	1 台	3 台
応急排水栓	—	60 カ所

施策の方向（3） 地域資源を生かした文化・観光施策の推進

- 観光振興施策の効果的な展開に向けて、北区の観光振興の方向性や具体策を明らかにした北区観光振興プランをもとに、関係機関、団体等の連携を強化し、観光事業推進の中核を担う（仮称）北区観光協会の設立及び活動を支援します。あわせて観光事業への区民の参画を促進し「区民が主役」の観光振興を推進します。
- 鉄道を北区の貴重な観光資源として改めて認識し、各種関係団体と連携しながら鉄道観光の推進を図ります。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、訪日外国人の誘客を積極的に推進します。

- 北区の文化資源や地域特性を生かして、北区らしい個性的な文化芸術の創造を一層推進するとともに、これまでの文化芸術をさらに発展・継承します。また、芸術家や文化芸術団体等の創造的活動が活発に行えるような環境を整備します。
- 地域で生まれ、受け継がれてきた歴史文化、伝統芸能など特色ある文化を新たなまちづくりや地域おこしなどに生かしていく活動を支援します。
- 地域の文化資源の活用や芸術家の交流活動の促進など、魅力的な文化芸術が創造される環境づくりに、ハード・ソフト両面から取り組みます。
- 区民や企業が、文化芸術活動に対して資金援助など様々な支援をしやすい体制づくりを検討します。
- 北区の文化芸術振興の指針となる「文化芸術振興ビジョン」の見直しを検討します。
- 公共施設など既存の施設が、区民の文化芸術活動に一層活用されるよう、機能を高めるとともに使いやすさを向上させていきます。
- 新たに整備した文化芸術活動拠点（ココキタ）を核として、芸術家や文化団体等の活動紹介やイベント開催案内など、文化芸術にかかわる多様な情報を収集するとともに、区民や芸術家をめざす若者など様々な世代へ向けた情報発信を行い、区民や文化芸術団体等による文化芸術活動の連携や交流の促進、ネットワークの充実を図ります。

<具体的な施策>

①北区観光力向上プロジェクト

区民、事業者と一体となって北区の観光資源や魅力を発信するため、平成29年1月に設立された東京北区観光協会と連携して、ガイドマップの作成やSNSでの情報発信等を行います。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、外国人に北区の魅力を発信し、来訪を促進するため、観光情報誌の発行等を行います。

②文化芸術の「卵」育成事業

文化芸術活動拠点を活用して、より高いステージをめざす小学生・中学生・高校生を含めた若手アーティストの文化芸術活動を支援するとともに、若手アーティストや文化芸術団体、地域との交流を促進するためのイベント等を実施します。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （平成 27 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
東京北区観光協会の設立・連携	設立準備	設立・連携
鉄道の面影を残した記念モニュメント等の設置	検討	設置
観光大使の任命	—	任命
外国人向け観光情報誌の発行	—	発行
田端文士村記念館の入館者数 （年間）	12,405 人	13,500 人
文化芸術活動拠点（ココキタ） の平均稼働率	44%	60%

施策の方向（4） 北区の個性や魅力の発信

○区は、区民とともに、北区の個性と魅力を発掘・創造し、様々な広報媒体を活用して区内外へ戦略的・効果的に情報を発信するため、シティプロモーション方針の策定及び区内推進体制の整備等を行います。

○ルートニーマルニーマルROUTE2020^{（株）}トレセン通りに関連した様々な事業を展開することにより、「トップアスリートのまち・北区」をPRします。

○ナショナルトレーニングセンターや東京都障害者総合スポーツセンターをはじめ、区内にあるオリンピック・パラリンピック関係施設を広くPRするための案内板などの整備を行います。

<具体的な施策>

①「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト

ルートニーマルニーマルROUTE2020^{（株）}トレセン通りのデコレーション、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプ誘致、区内の連携を強化して取り組むためリレーションシップ協議会の設置、北区ゆかりのアスリートをPRの旗手として任命するなど「トップアスリートのまち・北区」を区内外に広く発信していくため、シティプロモーションに重点を置いた事業を展開します。

②シティプロモーションの推進

平成 28 年 3 月に策定した北区シティプロモーション方針に基づき、区民が地域に対する魅力の認識や地域への誇り・愛着を持つとともに、通勤通学圏内の子育てファミリー層・若年層が北区に住み、また、住み続けることを目的として、北区の個性と魅

力を北区内外へ戦略的・効果的に情報発信します。

③「^{ルートニーマルニーマル}ROUTE2020 トレセン通り」整備の推進

「^{ルートニーマルニーマル}ROUTE2020 トレセン通り」の景観をシンボルの街並みとして創出するため、関係機関と連携して該当道路の整備を推進します。

④ブランドメッセージのPR

子育てファミリー層や若年層へ住み良い北区をアピールするため、北区シティプロモーション方針によって設定したブランドメッセージ「住めば、北区東京。」を広く発信します。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （平成 27 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
「トップアスリーのまち・北区」のPR		
事前キャンプ誘致	—	誘致
リレーションシップ協議会	—	推進
スポーツ大使	—	推進
シティプロモーションの推進		
パブリシティ獲得掲載率	71%	現状値より増加をめざす
ブランドメッセージ認知度	向上	向上

基本目標Ⅴ 他自治体と共に発展できる取り組みを進める

北区も含め、東京都、国全体として人口減少という課題解決に取り組むためには、他自治体と共に栄えていくことが不可欠です。国や東京都、他区市町村との連携・協力を推進するとともに、首都東京の自治体として他自治体との友好関係を築き、相互発展や共存共栄を図ります。

<数値目標>

目標指標	現状値 (平成 27 年度末)	目標値 (平成 31 年度末)
他自治体と連携した事業数 (年間)	12 事業	16 事業
新たに連携を始めた自治体数	—	5 団体

施策の方向 (1) 他自治体との連携・協力・交流

- 災害時の相互応援態勢の整備など、区域を越えた取り組みが必要な課題や、北区だけでは解決できない課題に対して、周辺自治体、東京都、国との連携・協力を推進します。
- 地域活性化と相互発展をめざして、国内友好都市をはじめ、他自治体との交流を促進するとともに、新たな友好都市交流協定の締結に向けた検討を行います。

<具体的な施策>

①防災協定の締結

災害発生時において、他自治体との円滑な協力体制を構築できるよう、災害時に相互に協力するための協定を締結します。

②友好都市交流協定の締結

相互の理解と信頼を深め、両都市における地域の活性化と発展をめざして、国内の新たな自治体と災害時における相互応援体制の整備をはじめ、文化、教育、産業、スポーツなど、様々な交流事業を推進し、友好都市に関する協定を締結します。

③特別区全国連携プロジェクトによる他自治体との交流

全国の各地域の活性化やまちの元気につながる取り組みを展開する「特別区全国連携プロジェクト」により、産業、観光、文化、スポーツなど様々な分野での新たな連携を模索しながら、東京を含む各地域の活性化やまちの元気につながるような取り組み

みを展開します。

④他自治体との新たな連携・交流の推進

他自治体と協力して相互に発展していくために、北区と友好都市が集まり、今後の自治体連携・交流のあり方や課題等を話し合う研究会を設置し、検討を進めながら、それぞれの都市が持つ魅力や地域資源を生かして、人やモノが相互に交流・循環できる新たな連携・交流事業を推進します。

＜事業化に向けて検討を要するもの＞

●他自治体を実施する地方創生の取り組みへの協力

他自治体を実施する地方創生の取り組みに対して、実施会場の貸し出しや情報提供などへの協力を行います。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 27 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
自治体との防災協定締結	6 団体	9 団体
友好都市交流協定	3 団体	4 団体
他自治体と連携した事業数 （年間）	12 事業	16 事業
新たに連携を始めた自治体数	—	5 団体

5. 推進組織の構築と客観的な効果検証の実施

北区版総合戦略の策定にあたっては、学識経験者や各界代表、公募区民で構成する策定検討会を設置し、議論を重ねてきました。

今後、総合戦略に位置づけた具体的な施策を着実に推進していくためには、区民をはじめとして、産業界や他の行政機関、大学、金融機関などと連携・協力しながら取り組む必要があり、そのための推進組織を構築していくことが不可欠です。

また、基本目標に係る数値目標や具体的な施策において設定した重要業績成果指標（KPI）の達成度により、実施した施策・事業の効果を検証し、改善を図るPDCAサイクルの確立が重要となります。

そのため、「総合戦略推進会議」を設置し、総合戦略に掲げる施策の効果検証や総合戦略の改定に係る検討を行います。

6. 北区版総合戦略の改定

北区版総合戦略の改定については、総合戦略推進会議による効果検証に加え、区民や区議会の意見を踏まえながら、区の総合計画として策定している基本計画や中期計画の改定にあわせ、必要に応じて行います。

北区まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成29年（2017年）3月発行

発 行 北 区

編 集 北区政策経営部企画課

〒114-8508

北区王子本町1-15-22

電話 03（3908）1104（直通）

刊行物登録番号

28-1-112